

事業者排出量削減計画書（新規・**変更**）

（あて先）京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印）
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路
	電話 0587 - 24 1

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種 百貨店・総合スーパー

該当する事業者要件
 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上））
 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上））
 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））

計画期間 平成19年4月～平成22年3月

基本方針 ユニー株式会社 環境方針 1. ユニー株式会社は、総合小売業として環境負荷の少ない安心安全な商品及びサービスを提供します。 2. 全従業員が環境問題に関心をもち、「環境活動」「環境教育」を通じて、汚染の予防及び継続的な改善に努めます。 3. 環境側面に関連して適用可能な環境に関連する法的要求事項及び当社が同意するその他の要求事項を順守し、お客様ならびに一般市民・行政機関とパートナーシップをとり、人と環境に優しい社会実現のために努力します。 4. 環境目的・環境目標を設定し、限りある資源を大切にするために、省資源・省エネルギーに取り組み、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進します。 5. この環境方針を実行・維持し、当社で働く、または当社のために働く全従業員に周知し、広く一般に開示します。

推進体制 本社に「環境社会貢献部」を設置し、各店舗では、店長を委員長とした「省エネルギー委員会」の中で業務副店長を「エネルギー管理者」とした推進体制を構築する。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容
	19～20	生鮮冷凍機設備	屋外機フィン洗浄による放熱能力の維持改善
19～21	空調設備	FCU・個別エアコンのフィンとファンの洗浄熱効率の向上	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）
		(18)年度 (二酸化炭素換算 (t))	(21)年度 (二酸化炭素換算 (t))	
	A 事業所等排出区分	2,941 t	2,897 t	-1.5 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 2,941 t	*2 2,897 t	-1.5 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算 (t)）	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量 (排出合計－削減等合計)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）
	*1 2,941 t	(2)-(3) 2897.0 t	
			-1.5 %

特記事項 1. 当社の事業所は、平成17年10月に開店した店舗（ユーストア精華台）のみであり、平成17年度は、使用したエネルギーが原油換算1500kl未満であった。これにより平成18年度を基準年度とする。
 2. 店舗設備が、コージェネレーションガス発電設備・インバーターポンプ・高効率照明器具などの省エネ機器によりエネルギー効率の高い店舗となっている。適切な保守管理により省エネ機器のエネルギー効率の維持向上を行う。
 3. 前述以外の主な地球温暖化対策措置 ①生ゴミ処理機による廃棄物発生の抑制 ②廃棄物の分別によるリサイクル ③マイバックキャンペーンによるガゼット袋の削減 ④従業員環境教育の実施

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。